

議案第 172 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第 13 条第 3 項第 2 号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 39 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 59 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 8 9 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 9 5 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第 3 1 条第 1 項に規定する乳児院の長、同条例第 3 9 条第 1 項に規定する母子生活支援施設の長、同条例第 5 9 条第 1 項に規定する児童養護施設の長、同条例第 8 9 条第 1 項に規定する児童心理治療施設の長及び同条例第 9 5 条第 1 項に規定する児童自立支援施設の長として勤務している者は、改正後の条例第 3 1 条第 1 項に規定する乳児院の長、同条例第 3 9 条第 1 項に規定する母子生活支援施設の長、同条例第 5 9 条第 1 項に規定する児童養護施設の長、同条例第 8 9 条第 1 項に規定する児童心理治療施設の長及び同条例第 9 5 条第 1 項に規定する児童自立支援施設の長として勤務している者とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童養護施設等の長の資格のうち、児童福祉司となる資格を有する者及び社会福祉主事となる資格を有する者については、相談援助業務に従事した期間を必要とすることとするため、この条例を制定するものである。